

Ⅲ 本市の介護予防ケアマネジメントについて

1 これまでの取組

本市では、超高齢社会の進展による認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、公的な医療や介護サービスの提供範囲を超えた日常生活支援等を必要とする高齢者が増加することを見据え、高齢者、家族やケアマネジャー（介護支援専門員）等が生活支援等に資するサービスの情報にアクセスしやすい環境づくりの一環として市内に存在する民間サービス等の情報を専用のウェブサイトに掲載し、公表する「川崎市生活支援サービス等の情報の公表」を平成 29 年 6 月から開始いたしました。この公表の開始にともない、さらに本市では、独自の取組「インフォーマル加算（介護予防ケアマネジメント C）」を平成 29 年 11 月提供分から開始しています。

(1) 「川崎市生活支援サービス等の情報の公表」関係

ア 掲載企業（店舗）等の数

平成 30 年 1 月時点：250 件※

※本市が実施する「いいい元氣広場事業」含む

(川崎市生活支援サービス等の情報の公表 リーフレット)

リーフレットは各区役所や介護事業者向け集団指導講習会で配布しています。

2 平成 30 年 4 月提供分以降の介護予防ケアマネジメントについて

本市においては、事業開始前の平成 27 年 10 月 30 日に実施した川崎市指定介護保険事業者集団指導講習会における「新しい総合事業」の説明会や、平成 29 年 12 月 15 日付「第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）（案）」における川崎市介護予防・日常生活支援総合事業について」等でお伝えしているとおり、平成 30 年 4 月以降から、これまでのマネジメントに加え、新たにサービス担当者会議の開催を緩和した「介護予防ケアマネジメント B」の開始を予定しています。

(1) 本市の「介護予防ケアマネジメント B」について

ア 川崎市介護予防ケアマネジメント事務の手引き【抜粋版】

第 3 章 川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

第 3 章

川崎市の介護予防ケアマネジメント類型等について

1. 実施主体

- ① 利用者本人が居住する地域を管轄する地域包括支援センター
- ② 指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センターからの委託による）※
※ 従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所へ委託ができます。

2. 類型

川崎市では次の 2 類型を実施します。

① 介護予防ケアマネジメント A

介護予防訪問サービス（A2）
介護予防通所サービス（A6）
（介護予防短時間通所サービス（A7））

★ 予防給付における介護予防支援と同様のプロセスを実施します。

② 介護予防ケアマネジメント B

介護予防短時間通所サービス（A7）

★ 予防給付における介護予防支援を一部簡略化したプロセスを実施します。※

※ただし、介護予防支援と同様のプロセスを実施する場合は介護予防ケアマネジメント A として取扱います。

＜ポイント＞ 介護予防ケアマネジメント B の留意事項

- 介護予防短時間通所サービス（A7）のみを利用する場合で、サービス担当者会議を省略したケアマネジメントを実施した場合があります。

利用サービス	ケアマネジメント
介護予防訪問サービス（A2） ＋ 介護予防短時間通所サービス（A7）	介護予防ケアマネジメントA
介護予防訪問サービス（A2） ＋ 介護予防通所サービス（A6）	介護予防ケアマネジメントA
介護予防短時間通所サービス（A7）	介護予防ケアマネジメントA
介護予防短時間通所サービス（A7）	介護予防ケアマネジメントB

3. 介護予防ケアマネジメントの加算

- 初回加算
- 介護予防小規模多機能型居宅介護連携加算
- インフォーマル加算（介護予防ケアマネジメントC）

4. 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の違いについて

- 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、総合事業の新たな事業で、総合事業サービスののみを利用する要支援者及び事業対象者に、適切にサービスを提供するためのケアマネジメントです。
- 介護予防支援は、予防給付のみ、または予防給付と介護予防・生活支援サービス事業を組み合わせる要支援者のケアマネジメントです。

種類	要支援者 （給付のみ）	要支援者 （給付＋事業）	要支援者 （事業のみ）	事業対象者
介護予防ケアマネジメント （総合事業）	×	×	○	○
介護予防支援 （給付）	○	○	×	×

《ポイント》

- 利用するサービスが、「給付」または「給付＋総合事業」
⇒ 介護予防支援（給付）
- 利用するサービスが、「総合事業サービス」のみ
⇒ 介護予防ケアマネジメント（事業）

第4章 介護予防ケアマネジメントのプロセス

第4章

介護予防ケアマネジメントのプロセス

1. 介護予防ケアマネジメントAの流れ

ア アセスメント（課題分析）

利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により実施する。

イ ケアプラン原案作成

利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援する。

ウ サービス担当者会議の開催

利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、サービス提供者（保険外サービス等を除く※）から専門的な見地から意見を求める。

エ 利用者への説明・同意

オ ケアプラン確定・交付 （利用者、サービス提供者）

利用者に交付すると共に、サービス提供者（保険外サービス等を除く※）にも交付する。

カ サービス利用開始

各サービス提供者よりサービスを実施。

キ モニタリング（給付管理）

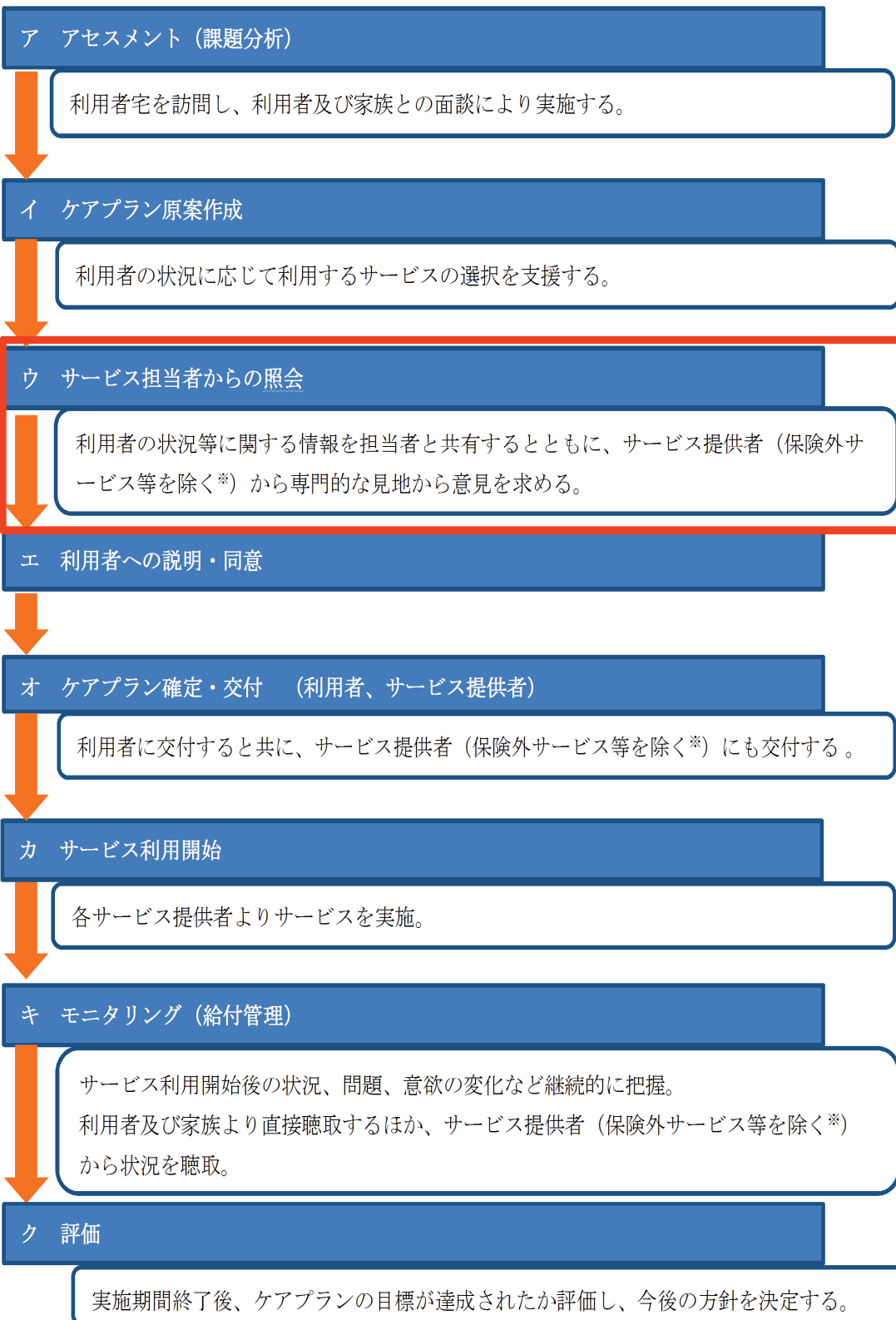
サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握。
利用者及び家族より直接聴取するほか、サービス提供者（保険外サービス等を除く※）から状況を聴取。

ク 評価

実施期間終了後、ケアプランの目標が達成されたか評価し、今後の方針を決定する。

※サービス担当者会議・ケアプランの交付・モニタリングについて、保険外サービス等については介護保険法に基づく指定事業者ではないため、必ずしも行うものではありません。

2. 介護予防ケアマネジメントBの流れ



※サービス担当者会議・ケアプランの交付・モニタリングについて、保険外サービス等については介護保険法に基づく指定事業者ではないため、必ずしも行うものではありません。

3. 介護予防ケアマネジメント Q & A 抜粋

問1 介護予防ケアマネジメントAとBで使用する計画書の様式は同一のものでよいか。

貴見のとおり、様式は同一のものとなります。

問2 介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBの違いはなにか。

サービス担当者会議の開催の有無が異なる点です。

具体的には、介護予防ケアマネジメントAについては、やむを得ない理由がある場合を除きサービス担当者会議を開催することとなっており、介護予防ケアマネジメントBは照会等により意見を求めることによって、サービス担当者会議を開催する必要はありません。

なお、介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBの報酬単価は同一となります。

問3 介護予防短時間通所サービスの利用者でサービス担当者会議を開催した場合、請求は介護予防ケアマネジメントAと介護予防ケアマネジメントBどちらで行うのか。

サービス担当者会議を開催した場合は、介護予防ケアマネジメントAのサービスコードで請求を行っていただくこととなります。

また、サービス担当者会議の開催を予定していたが、やむを得ない理由により照会等により意見を求めた場合も同様に介護予防ケアマネジメントAのサービスコードでの請求となります。

5. 平成30年4月以降のケアプラン作成費

	予防給付	総合事業	
	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントB
対象者	提供月に「限度額管理対象の 予防給付」の利用がある『要 支援者』	○提供月に「総合事業サー ビスのみ」を利用する『要支 援者』 ○『事業対象者』	○提供月に「 介護予防短時 間通所サービス 」のみを 利用する『要支援者』 ○『事業対象者』
対象サービ ス種別	○予防給付のみ ○予防給付＋総合事業	総合事業 ・介護予防訪問サービス（A2） ・介護予防通所サービス（A6）	総合事業 ・介護予防短時間通所サービス （A7）のみ
名称	介護予防支援費	介護予防 ケアマネジメント費	介護予防 ケアマネジメント費
種別 コード	46（介護予防支援）	AF（介護予防ケアマネジメ ント） 費用コード —（介護予防ケアマネジメン トA）—	AF（介護予防ケアマネジメ ント）
作成内容	従来と同様	従来と同様	従来と同様
提供者	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所	地域包括支援センターまた は委託先居宅介護支援事業 所
基本報酬	430単位	430単位	430単位
加算	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位 ○インフォーマル加算（介護予防 ケアマネジメントC）：300単位	○初回加算：300単位 ○介護予防小規模多機能型居宅介 護連携加算：300単位 ○インフォーマル加算（介護予防 ケアマネジメントC）：300単位
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由 <u>川崎市経由※で国保連合会 が審査支払</u> ※「介護予防ケアマネジメント費 入カソフト」（国保連合会提供）を 使用します。	国保連合会経由

(2) 介護予防ケアマネジメント費の請求先の変更について

神奈川県国保連合会では、平成30年5月審査(平成30年4月サービス提供分)から、地域包括支援センターに配布している神奈川県独自インタフェースの介護予防ケアマネジメント費請求ソフトによる取扱いから、介護予防支援費(46)同様に、国保連合会標準システムに直接提出の請求支払に切替えが行われます。このことにより、地域包括支援センターにおける要支援者や事業対象者の介護予防ケアマネジメント費の請求方法が国保連合会に統一され事務負担軽減が図られることが見込まれます。

ア 請求方法について

平成30年2月26日開催「川崎市地域包括支援センター連絡会議」で配布した「平成30年4月提供分(5月審査分)以降の介護予防ケアマネジメント費の請求について」を参照ください。

または、川崎市ホームページ「介護予防ケアマネジメント費の請求関係」

URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000077317.html>

IV 今後のスケジュール

平成 30 年 4 月以降の本市総合事業におけるサービスに関する想定スケジュールを記載します。なお、「国が定める単価」等、国の動向により想定スケジュールが変更となる場合がありますので予めご了承ください。

(1) 平成 30 年 4 月以降の訪問型・通所型サービス（総合事業）

				H30. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
本市総合事業サービス等 関連実施要綱等の改正				改正	4月施行予定分の改正				事業者 向け 周知	改正	10月施行予定分 の改正
サービスコード表・ 単位数マスタの公表										公表	
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	4月施行 予定	ア	サービス提供責任者の 役割の明確化	開始						
		10月施行 予定	ア	生活機能向上連携加算 の見直し	開始						
			イ	同一建物等居住者に サービス提供する場合の報酬							
			ウ	生活援助の担い手 の拡大							
			エ	その他の予定事項							
通所型サービス	介護予防短時間通所サービス	4月施行 予定	ア	機能訓練指導員の確保 の推進	開始						
			イ	設備に係る共有の 明確化							
		10月施行 予定	ア	生活機能向上連携加算 の創設	※本市では介護給付における生活機能連 携向上加算の届出があった場合は、通所型 サービスの当該加算の届出があったものを みなす規定を設ける予定です。						開始
			イ	栄養改善の取組の推進							開始
共通	10月施行 予定	ア	介護職員処遇改善加算 の見直し							開始	

(2) 平成 30 年 4 月以降の介護予防ケアマネジメント（総合事業）

		H30. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
本市総合事業介護予防ケアマネジメント 関連等実施要綱等の改正		改正	ケアマネ費B反映の改正						
サービスコード表・ 単位数マスタの公表		公表	国保連請求用 及びケアマネ費B対応						
介護 予 防 ケ ア メ ン テ ア	介護予防ケアマネジメント費 請求先の変更		5月審査分から請求先が国保連へ変更※30年3月提供以前分は除く						
	介護予防ケアマネジメントB の実施		開始						

V 川崎市総合事業に関するお問い合わせ

- 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先
川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル
0570-040-114
受付時間 8:30~17:15 月~金曜日（祝日、12/29~1/3 を除く）
- 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業ホームページ
『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒
『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒
『介護予防・日常生活支援総合事業』
<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-4-0-0-0-0.html>



現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

[Q&A](#)

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)

[かわさき暮らしサポーター養成研修](#)

Q&A

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

2017

FAX質問票

[FAX質問票\(DOC形式、49.50KB\)](#)

質問は必ずFAXでお願いいたします。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A よくある問い合わせ

- [0.表紙\(PDF形式、24.80KB\)](#)
- [1.新たな対象者区分「事業対象者」関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式、72.42KB\)](#)
- [2.契約書・定款・運営規程関係\(サービス提供事業者\)【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式、44.59KB\)](#)
- [3.事業者指定手続き関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式、50.25KB\)](#)
- [4.介護予防ケアマネジメント事務関係【29年5月31日更新版】\(PDF形式、133.18KB\)](#)
- [4-1.介護予防ケアマネジメントC関係【29年10月25日更新版】\(PDF形式、89.87KB\)](#)
- [5.訪問型サービス関係【平成29年5月31日更新版】\(PDF形式、107.07KB\)](#)
- [6.通所型サービス関係【平成29年10月3日更新版】\(PDF形式、118.46KB\)](#)
- [7.その他事項【平成28年3月22日更新版】\(PDF形式、40.84KB\)](#)